

中川・綾瀬川流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 「中川・綾瀬川流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、中川・綾瀬川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会には、オブザーバーとして関係機関を参加させることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 中川・綾瀬川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四 前記二および三に関する広報の検討と実施。
- 五 その他、流域治水に関して必要な事項。

(部会)

第5条 特に検討を要する事項については、必要に応じ協議会に部会を設置することができる。

- 2 部会の設置にあたっては、別途規約を定めることとする。
- 3 部会は、協議会の構成員及び構成員が属する組織の者により構成する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会等の事務局は国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所計画課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年 8月25日から施行する。

令和3年3月9日 規約改定

令和4年3月15日 規約改定

令和5年5月31日 規約改定

令和5年9月25日 規約改定

中川・綾瀬川流域治水協議会構成員

組織名	所属・職名
茨城県	土木部 河川課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長 下水道局 下水道事業課長
東京都	都市整備局 都市基盤部 施設計画担当課長 建設局 河川部 計画課長 建設局 河川部 防災課長 下水道局 計画調整部 緊急重点雨水対策事業担当課長 総務局 総合防災部 計画調整担当課長 総務局 総合防災部 防災対策課長
五霞町	五霞町長
さいたま市	さいたま市長
熊谷市	熊谷市長
川口市	川口市長
行田市	行田市長
加須市	加須市長
春日部市	春日部市長
羽生市	羽生市長
鴻巣市	鴻巣市長
上尾市	上尾市長
草加市	草加市長
越谷市	越谷市長
桶川市	桶川市長
久喜市	久喜市長
北本市	北本市長
八潮市	八潮市長
三郷市	三郷市長
蓮田市	蓮田市長
幸手市	幸手市長
吉川市	吉川市長
白岡市	白岡市長
伊奈町	伊奈町長
宮代町	宮代町長
杉戸町	杉戸町長
松伏町	松伏町長
足立区	足立区長
葛飾区	葛飾区長
江戸川区	江戸川区長
東日本旅客鉄道株式会社	大宮支社 鉄道事業部 安全企画ユニット ユニットリーダー
東武鉄道株式会社	鉄道事業本部 技術統括部 施設部長
秩父鉄道株式会社	技術部長
気象庁	東京管区气象台 気象防災部長
気象庁	熊谷地方気象台長
気象庁	水戸地方気象台長
独立行政法人水資源機構	利根導水総合事業所長
国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所	事務所長

オブザーバー

組織名	所属・職名
農林水産省関東農政局	農村振興部 設計課 水利計画官
環境省関東地方環境事務所	環境対策課 地域適応推進専門官